

## 欧州連合加盟国向け中古農林業機械の清掃に係る留意事項について

2019年7月11日

農林水産省消費・安全局 植物防疫課

2019年9月1日以降、欧州連合(以下「EU」という。)の植物検疫指令(Council Directive 2000/29/EC)の改正により、一部の農業の用又は林業の用に使用されたことのある機械類及び車両(以下「中古農林業機械」という。)をEU加盟国に輸入するときは、輸出国で発給された植物検疫証明書の添付が必要となります。

EUは、輸入される中古農林業機械に対する植物検疫上の条件として「清掃され、土壌及び植物残渣が付着していないこと」を要求しています。このため、EU向けに中古農林業機械を輸出する方は、以下の記載事項を参考に、土壌及び植物残渣を完全に除去した上で植物防疫所に証明書の交付を申請していただくようお願いします。

※なお、この留意事項は、植物防疫所での輸出検査及びEUでの輸入検査に合格することを保証するものではありません。EU加盟国での中古農林業機械の輸入検査において何らかの不備等が生じた場合においても、当省は一切の責任を負いません。

### 1. EUから植物検疫証明書の添付が求められている中古農林業機械

CNコード※	対象品目
8432	農業用、園芸用又は林業用の機械(整地用又は耕作用のものに限る。)及び芝生用又は運動場用のローラー
8433 53	根菜類又は塊茎の収穫機
8436 80 10	林業用機械
8701 20 90	トラクター：セミトレーラー用の道路走行用トラクター
8701 91 10	車輪付きの農業用/林業用トラクターでエンジン出力が18kw以下のもの

※CN(Combined Nomenclature)コード：EUが定める合同関税品目分類表に基づく品目コード

### 2. 中古農林業機械の清掃に係る留意事項

輸出する中古農林業機械からは、完全に土壌及び植物残渣を除去してください。また、植物防疫所による輸出検査は、実際に輸出する状態でコンテナに詰める前に受検してください。

なお、中古農林業機械を清掃する際には、安全面に十分に注意してください。

清掃の際、特に注意が必要となる部位を以下に記載します。

## ○ 清掃の際、特に注意する部位等

### 【洗浄場所等】



洗浄は、コンクリート床など、土壌及び植物残渣（以下「土壌等」という。）による再汚染が生じない場所で実施。

清掃後も、土壌等による再汚染が生じないように注意。



業務用高圧洗浄機等を用いて土壌等を完全に除去。

固着した土壌等は水圧では落ちにくいので、ヘラやワイヤーブラシ等を用いて完全に除去。

### 【運転シート回り】



シートやペダル、フロアマット、ステップ、ステップフロアー等に土壌や植物残渣が残存しないように注意。

## 【タイヤ回り】



タイヤ回りは土壌が付着しやすいため、注意。



外側だけでなく、車軸やホイール裏にも土壌が付着しやすいため、要注意。

タイヤの接地面は、フォークリフト等で車体を持ち上げる、前後に動かす等して清掃。



タイヤの連結部分は土壌が付着しやすいため、注意。

### 【機械底面部】

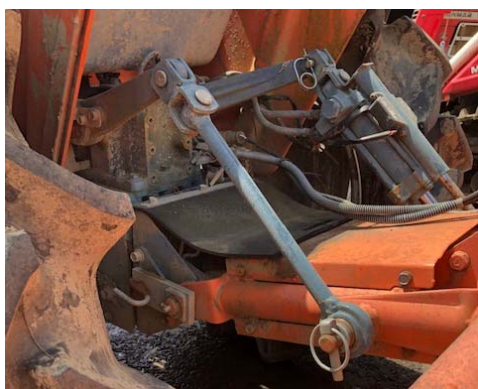


機械底面部分にも土壌が付着しやすいため注意。

洗にくい場合は、歩み板に乗せる、フォークリフト等で持ち上げるなどした上で清掃。

特に安全面に注意。

### 【作業機（ロータリー等）】



連結する部分（PTO やトップリンク、ロアーリンク、ユニバーサルジョイント等）にも土壌や植物残渣が付着しやすいので注意。



ロータリー部分は土壌が付着しやすいため注意。

爪受け、チェーンケース、尾輪受けの他、土壌が入り込みやすい隙間が多いので注意。



ロータリーの爪にはワラ等の植物残渣が付着しやすいため注意。

#### 【エンジン周り】



エンジン回りも土壌や植物残渣により汚れていることが多いため注意。

エンジンカバーを外して洗浄。特にバッテリー下や各種の隙間、ラジエーター、フィルター部分等に土壌等が残らないように注意。

以上の部位等に特に注意し、土壌等を完全に清掃、除去してください。